

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則

〔昭和39年2月1日
公安委員会規則第9号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号)第58条の規定に基づき、兵庫県警察における交番等について必要な事項を定めるものとする。

(交番等の設置)

第2条 警察署には、次に掲げる交番等を置く。

- (1) 交番
- (2) 警部派出所
- (3) 警備派出所
- (4) 駐在所
- (5) 検問所

(交番等の名称、位置等)

第3条 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。

- 2 警部派出所の名称、位置及び担当区域は、別表第2のとおりとする。
- 3 警備派出所の名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。
- 4 検問所の名称及び位置は、別表第4のとおりとする。

(補則)

第4条 この規則を実施するために必要な事項は、警察本部長が定める。